

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	13, 180	15, 360	19, 930	25, 570
20km	14, 890	17, 360	22, 720	29, 350
30km	16, 590	19, 360	25, 500	33, 130
40km	18, 290	21, 350	28, 280	36, 920
50km	19, 990	23, 350	31, 060	40, 700
60km	21, 700	25, 340	33, 840	44, 480
70km	23, 400	27, 340	36, 630	48, 260
80km	25, 100	29, 340	39, 410	52, 040
90km	26, 800	31, 330	42, 190	55, 820
100km	28, 510	33, 330	44, 970	59, 600
110km	30, 190	35, 280	47, 650	63, 230
120km	31, 870	37, 230	50, 330	66, 860
130km	33, 550	39, 180	53, 010	70, 490
140km	35, 230	41, 120	55, 690	74, 120
150km	36, 910	43, 070	58, 360	77, 740
160km	38, 600	45, 020	61, 040	81, 370
170km	40, 280	46, 970	63, 720	85, 000
180km	41, 960	48, 920	66, 400	88, 630
190km	43, 640	50, 870	69, 080	92, 260
200km	45, 320	52, 820	71, 760	95, 890
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3, 340	3, 850	5, 260	7, 120
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8, 340	9, 630	13, 160	17, 810

Ⅱ 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに		北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920
			関東	350	410	630	930
			北陸信越	340	410	630	920
			中部	340	410	630	920
			近畿	340	410	630	920
			中国	340	410	630	920
			四国	340	410	630	920
			九州	340	400	630	920
			沖縄	340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であっ て、午前から午後にあたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)		北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
			関東	3,710	3,890	4,180	4,920
			北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
			中部	3,310	3,480	3,740	4,400
			近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
			中国	3,060	3,210	3,450	4,060
			四国	2,890	3,030	3,260	3,830
			九州	2,940	3,090	3,320	3,900
			沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した 1 個又は 1 重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率 (○○%)}

※○○は、運送区間ごとに設定するものとする。

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用する。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。運行スケジュール上、問題のない場合のみ対応可とする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 2 割

(2) 有料道路の利用が認められない場合

有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について 3 割以上

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの 2 割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの 4 割
セメントバルク車		大型車又はトレーラー車の 2 割
ダンプ車		大型車の 2 割
コンクリートミキサー車		大型車の 2 割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の 3 割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の 4 割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の 5 割以上

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2 割
-----------------	-----

【深夜・早朝割増】

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離に限る	2 割
-----------------------------	-----

Ⅴ 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	1,680 円	1,760 円	1,890 円	2,220 円
Ⅵに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて 2 時間を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間／内容		車種別 小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30 分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
V に定める待機時間料の適用時間と併せて 2 時間を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の 10% を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める